

安威川ダムの自然環境保全対策等に関する懇話会設置要綱

（目的）

第1条 「安威川ダムの自然環境保全対策等に関する懇話会（以下、「懇話会」という。）」は、「大阪府河川周辺地域の環境保全等審議会」で承認された、安威川ダムの「試験湛水・ダム供用後における環境調査計画」に基づき実施する各種モニタリング結果を外部有識者と共有し、専門的な見地からの意見を聴取することを目的として設置する。

（構成員）

第2条 懇話会の構成員は、以下のとおりとする。

氏 名	職 名 等
池 道彦	大阪大学工学研究科 教授
上田 昇平	大阪公立大学大学院農学研究科 准教授
上原 一彦	元大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センター長
岡田 純	NPO 法人日本ハンザキ研究所 理事長
竹林 洋史	京都大学防災研究所 流域災害研究センター 准教授
布野 隆之	兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科 准教授
森下 雅子	一般社団法人淡水生物研究所 専務理事
養父 志乃夫	元和歌山大学システム工学部 教授（現和歌山大学 非常勤講師）
和田 岳	大阪市立自然史博物館 主任学芸員
渡部 守義	国立明石工業高等専門学校都市システム工学科 教授
大阪府茨木土木事務所 地域支援・企画課長	

（会議）

第3条 懇話会は、大阪府茨木土木事務所 地域支援・企画課長（以下「課長」という。）が構成員に参加を依頼し、書面その他の方法により開催する。

2 課長が必要と認めるときは、懇話会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 懇話会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

（庶務）

第4条 懇話会の庶務は、大阪府茨木土木事務所において行う。

（謝礼金等）

第5条 構成員の謝礼金及び旅費については、大阪府附属機関条例第三条及び第四条で定める額を準用する。懇話会の構成員のうち、大阪府の職員である者に対して謝礼金は支給

しない。

附 則

この要綱は、令和４年１１月２１日から施行する。

この要綱は、令和５年１１月２８日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。